

#### 4. 感染経路別予防策

##### (1) 空気感染防止対策

空気媒介飛沫核(5マイクロメートル以下の飛沫核)によって伝播される微生物に感染している、又は感染の可能性がある傷病者に対して適応される。飛沫核は長時間空中を浮遊し、空気の流れによって拡散される。

具体的な感染源としては、結核、麻疹、水痘が該当する。

- ア 結核、麻疹、水痘の可能性のある傷病者に対応する場合は、N95 マスクを着用する。
- イ 傷病者には、装着可能であれば、サージカルマスクを着用させ、飛沫の拡散又は飛沫核の発生を防止する。
- ウ 搬送中は、換気扇を回す、又は窓を開け換気を行う。
- エ 搬送後は、救急車内の空気の入れ替えを行う。  
※傷病者の健常な皮膚に触れるだけのもの、室内の床、壁面等については通常の洗浄、清拭のみで問題はない。

##### (2) 飛沫感染防止対策

飛沫(5マイクロメートル以上の飛沫粒子)によって伝播される微生物に感染している、又は感染の可能性がある傷病者に対して適応される。飛沫は、咳、くしゃみ、会話時等によって生じる。空中を浮遊することはなく、約1メートル以内の範囲で床に落下する。

- ア 百日咳、マイコプラズマ肺炎、インフルエンザ、風しん、流行性耳下腺炎等の可能性のある傷病者に対応する場合は、サージカルマスクを着用する。
- イ 傷病者には、装着可能であれば、サージカルマスクを着用させ、飛沫の拡散を防止する。

##### (3) 接触感染防止対策

傷病者本人や血液・体液等との直接接触、又は傷病者に使用している物品との間接接触によって伝播しうる微生物に感染している、又は感染の可能性がある傷病者に対して適応される。

- ア 手袋及びサージカルマスク、感染防止衣を着用する。血液・体液等が飛散している、もしくは飛散の可能性のある現場では、感染防止衣と併せて、アームカバー、シューズカバー及びゴーグルを着用する。
- イ 傷病者を医療機関に引継いだ後、自分自身や周囲を汚染しないように注意しながら个人防护具を外し、手指衛生を行う。
- ウ 傷病者に使用した医療資器材、リネン等は、洗浄、消毒、滅菌、又は感染性廃棄物専用箱に廃棄する。